

週刊センターニュース

No.112



第112号(2006年6月5日) 毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

共同学習会のご案内

第118回 日時: 6月15日(木) 16:30~18:00

場所: 角間キャンパス総合教育棟2階大会議室

テーマ: 1年生にどう向き合うか - 必修初学者ゼミでの多欠席・消極参加学生への対応を起点に
話題提供者: 井上 英夫(法学部)

指定発言者: 鈴木 健一(保健管理センター)・青野 透(大学教育開発・支援センター)

趣旨: 本年度から始まった共通教育新カリキュラムでは、1年生前期のみ開講の導入科目がある。

そのうち、多くの学部で必修となった初学者ゼミにおいて、欠席が目立つ学生やディスカッション参加に積極的ではない学生が散見されるようである。この科目はシラバスの「授業の目標」において、「新生入生に対し、大学で学ぶ上でかかすことのできない主体的・自主的学習への動機づけを行い、専門教育を含む大学教育全般に対する能動的学習に導くことを目標とする。さらに、学生と教員及び学生相互のディスカッションを通して、大学生としての自己表現能力、学習デザイン能力、及び科学的な思考方法を育成する」と明示しており、上述のような学生にはゼミ担当教員からの適切な対応が求められる。今回の共同学習会では、法学部における初学者ゼミ全体の調整役をされておられる井上教授から話題提供をしていただき、広く1年生への対応一般へも話をつなげたい。そのさい、鈴木と青野は、報告を担当した日本学生相談学会第24回大会(5月21日・22日: 甲南大学で開催)において得た知見を提供する予定である。各学部の初学者ゼミ担当の先生方を中心に積極的な参加をお願いしたい。

先週末の第9回日本高等教育学会に引き続き、10日・11日に東海大学湘南キャンパスにおいて第28回大学教育学会が開催されます。いずれの学会でも当センター教員が報告担当となり繁忙を極めているため、今週の共同学習会は開催いたしません。ご了承ください。

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)「第3回聴覚障害学生高等教育支援アメリカ視察報告会」参加報告

5月14日、障害学生支援委員会委員として、海洋船舶ビル(東京都港区虎ノ門)で開催された「第3回聴覚障害学生高等教育アメリカ視察報告会」に参加する機会を得たので、その内容を簡単に紹介した後、私の感想を付記する。

このアメリカ視察および報告会を主催した「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)」については、すでに第91回共同学習会(2005年10月20日開催)で、当センターの学生支援プロジェクトメンバーである佐原郁代(大学院経済学研究科院生)さんにも紹介してもらったが、「全国の高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生の支援のために立ち上げられたネットワークで、事務局がおかれている筑波技術大学をはじめ全国の13大学・機関の協力により運営されています。高等教育支援に必要なマテリアルの開発や講義保障者の養成プログラム開発、シンポジウムの開催などを通して、聴覚障害学生支援体制の確立および全国的な支援ネットワークの形成を目指す」(<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd0/?tmid=1>) というものである。Postsecondary Education Programs Network とは、the national collaboration of the four Regional Postsecondary Education Centers for Individuals who are Deaf and Hard of Hearingであり、アメリカにおいて、聴覚に障害のある学生たち(Postsecondary Education: 中等教育以降)の支援プログラムを提供する組織である。

10日間以上に渡る視察の成果報告はいずれも充実した内容で、主な訪問先となった、障害学生支援

で優れた取り組みをしていることで知られているロチェスター工科大学内の情報保障にとどまらず、全米における高等教育の全体的状況を概観するものであった。当日の配布資料は上記 HP にも掲載されているので、詳細はそれをご覧頂きたい。

この報告会で私が痛感したことは、日米における聴覚に障害のある人たちの置かれた一般的環境の違いである。アメリカでも 20 年前には聴覚に障害のある学生は限られた大学にしか進学していなかったが、ADA 法 (Americans with Disabilities Act) すなわち障害のある人に対する差別を禁止する法律が 1990 年に制定され (公民権法 (1964 年制定) では、人種・信仰・性別・国籍・民族その他の属性による差別を非合法としたが、障害のある人に対する差別に関する規定はなかった)、その後、多くの大学への進学が広がっていったとされる。だが、そうした高等教育レベル以前に、例えば、聴覚に障害がある人のための出版を行っている会社が営利企業として成立していることや、そうした出版社のウェブサイトでは幼児 (ビデオ上では 1 歳前後くらいからと思われる) 向けの手話サンプルも提供されていることに、私は驚かされた。

本学においても、一昨年からは聴覚に障害のある学生への授業における情報保障によりやく本腰で取り組むようになってきた (当センターも、ノートテイク養成講座やノートテイク交流会の企画運営を担当してきた)。ここでは、手話による情報保障は考えられていない。いわゆる普通教育を受けてきた学生への支援であったからである。これに対しアメリカでは、聴覚に障害のある子どもは幼児期から手話を母語とする文化のなかで育つという選択を親たちがすることができる。そのため、Postsecondary Education においても、教室内情報保障は、教員の傍らで手話通訳者が行うのが原則なのである。障害のある学生支援に少しでも力を入れている大学では、教員自身が手話を用いることができるという。(日本で一般的な) ノートテイクは、途中失聴者への支援のような場合を除き、授業における情報保障手段としては例外なのである。

日本においても、市民生活の中に障害のある人がいることを前提とする社会作りが求められている。それは同時に大学のみならずあらゆる教育機関において、障害のある人がいることを意識して教育システムを作らなければならないことを意味する。大学に進学する人にだけ特別な支援をするというのではなくて、憲法で定められた学問の自由、あるいは教育を受ける (受けさせる) 権利の実質的保障のためには、あらゆる教育機関で、例えば聴覚に障害のある人への情報保障を徹底して行わねばならない。

聴覚に障害がある人は、38 万人 (『平成 17 年版障害者白書』) とともに、あるいは、障害者手帳を交付されていない難聴者も含めると約 600 万人にのぼるともいわれる (<http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/2003/0325/index.html>)。他の障害と異なり、聴覚に障害があることは、あまり他の人に気づかれないが、私達と一緒に暮らしていることは事実である。

本学では昨年度、ノートテイクとして多くの時間を担当し他の学生の学習支援に貢献した学生を学長表彰によって讃えた。そうした学生たちは、社会人となっても、ノートテイクをすることによって得た本学での学習成果をさまざまな形で社会に還元していくことであろうと期待できるからである。ちょうど今、学内各所に金沢大学生協主催：金沢大学後援による公務員講座におけるノートテイク募集の案内が掲示されている。学生の育ち・学習は、正規授業だけにおいて機会を与えられているわけではないことは明らかである。大学憲章で「多様な資質と能力を持った意欲的な学生を受け入れ」「学生の個性と学ぶ権利を尊重し、自学自習を基本とする」と謳う本学では、ノートテイク制度は教育理念を具体化する一つの象徴であると考えることができるのである。

(文責：教育支援システム研究部門 青野 透)

第 9 回日本高等教育学会にて研究成果を報告

6月3日・4日に学術総合センター(東京都千代田区一ツ橋)で開催された標記学会において、早田・渡辺・青野が共同で、平成17年度文部科学省委託調査事業「先導的・大学改革推進委託」に関する研究成果を報告しました。これに先立ち、第117回共同学習会において貴重なご指摘をいただきました、中村信一理事、櫻井勝学長補佐、および太田義興角間北地区事務部長の各氏には心より感謝の意を表させていただきます。

「ランチョンセミナー」ネット配信中！

12時10分になったら、<http://www.el.kanazawa-u.ac.jp/live/luncheon.html> にアクセス